

令和2年度 輸送の安全に関する目標

一般乗用旅客自動車運送事業を昭和18年創業開始以来、全社を挙げて安全管理の徹底に取り組んだ結果令和2年3月31日まで死亡事故・重大事故の無事故を達成することが出来たが、一般乗用・貸切・乗合各旅客自動車運送の尚一層の安全輸送を図るため安全に関する令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の以下の目標を定め取組む。

■安全目標

| | | | |
|-----------|----|--------|----|
| 重大事故 | 0件 | 有責事故 | 0件 |
| 車内人身事故 | 0件 | 有責物損事故 | 0件 |
| 運転代行の有責事故 | 0件 | | |

■安全重点施策

事故0及び更なる輸送の安全の確保に向け、令和2年度は以下のとおり、安全重点施策を定め、全社一丸となって取り組む。

- ①安全運転基本動作の励行
 - ・発車時の「指差し呼称確認」
 - ・「危険を感じたらまず止る」
 - ・積雪時、雪解け時の路肩転覆事故防止
- ②後退時の安全確認の徹底
 - ・下車確認
 - ・窓開け確認の徹底
- ③危険個所の共有と改善
 - ・ヒヤリ・ハット情報の収集・共有
 - ・ドライブレコーダーによる教育指導
- ④班単位による安全活動の展開
- ⑤大規模災害対応体制の整備

■前年度の目標達成状況

- ・重大事故 0件、人身事故 0件、車内人身事故 0件
- ・過失による物損事故 0件

「自動車事故報告規則案2条」に規定する事故に関する統計

令和元年度(平成31年4月1日～令和元年3月31日)の事故類型別の事故件数は以下の通りです。

| | |
|---|----|
| ① 自動車の転覆、転落、火災、又は踏切における鉄道車両との接触・衝突したもの | 0件 |
| ② 死傷者又は重傷者を生じたもの (自動車損害賠償施行例第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう) | 0件 |
| ③運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの | 0件 |
| ④かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸又はシャシばねの破損、脱輪による運行不能 | 0件 |

Mikawa kotsu kanko Co.Let

株式会社 三河交通観光